

省令が定める基準の内容		省令の条項						
1. 従業者の基準及び従業者数		第3条の4、第3条の5						
◆ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の従業者の員数及び管理者								
▶ オペレーター	<table border="1"> <tr> <td>人数</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・提供時間帯を通じて1人以上 ・1人以上は、常勤の看護師、介護福祉士等 ・専従。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の定期巡回若しくは訪問看護、同一敷地内の訪問介護事業所等の職務又は利用者以外からの通報受付業務に従事可。 ・午後6時から午前8時までの間、利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、随時訪問サービスに従事可。 </td> </tr> <tr> <td>資格</td> <td> 看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者。ただし、利用者の処遇に支障がない場合で、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者に3年以上従事した経験を有する者で充当可。 </td> </tr> <tr> <td>併設されている他の施設等の職員を充てることができる場合</td> <td> 午後6時から午前8時までの間、以下の施設等の職員を充当可。 <ul style="list-style-type: none"> ①短期入所生活介護事業所 ②短期入所療養介護事業所 ③特定施設 ④小規模多機能型居宅介護事業所 ⑤認知症対応型共同生活介護事業 ⑥地域密着型特定施設 ⑦地域密着型介護老人福祉施設 ⑧複合型サービス事業所 ⑨介護老人福祉施設 ⑩介護老人保健施設 ⑪介護療養型医療施設 </td> </tr> </table>		人数	<ul style="list-style-type: none"> ・提供時間帯を通じて1人以上 ・1人以上は、常勤の看護師、介護福祉士等 ・専従。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の定期巡回若しくは訪問看護、同一敷地内の訪問介護事業所等の職務又は利用者以外からの通報受付業務に従事可。 ・午後6時から午前8時までの間、利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、随時訪問サービスに従事可。 	資格	看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者。ただし、利用者の処遇に支障がない場合で、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者に3年以上従事した経験を有する者で充当可。	併設されている他の施設等の職員を充てることができる場合	午後6時から午前8時までの間、以下の施設等の職員を充当可。 <ul style="list-style-type: none"> ①短期入所生活介護事業所 ②短期入所療養介護事業所 ③特定施設 ④小規模多機能型居宅介護事業所 ⑤認知症対応型共同生活介護事業 ⑥地域密着型特定施設 ⑦地域密着型介護老人福祉施設 ⑧複合型サービス事業所 ⑨介護老人福祉施設 ⑩介護老人保健施設 ⑪介護療養型医療施設
人数	<ul style="list-style-type: none"> ・提供時間帯を通じて1人以上 ・1人以上は、常勤の看護師、介護福祉士等 ・専従。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の定期巡回若しくは訪問看護、同一敷地内の訪問介護事業所等の職務又は利用者以外からの通報受付業務に従事可。 ・午後6時から午前8時までの間、利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、随時訪問サービスに従事可。 							
資格	看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者。ただし、利用者の処遇に支障がない場合で、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者に3年以上従事した経験を有する者で充当可。							
併設されている他の施設等の職員を充てることができる場合	午後6時から午前8時までの間、以下の施設等の職員を充当可。 <ul style="list-style-type: none"> ①短期入所生活介護事業所 ②短期入所療養介護事業所 ③特定施設 ④小規模多機能型居宅介護事業所 ⑤認知症対応型共同生活介護事業 ⑥地域密着型特定施設 ⑦地域密着型介護老人福祉施設 ⑧複合型サービス事業所 ⑨介護老人福祉施設 ⑩介護老人保健施設 ⑪介護療養型医療施設 							
▶ 定期巡回サービスを行う訪問介護員等	交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上							
▶ 随時訪問サービスを行う訪問介護員等	<ul style="list-style-type: none"> ・提供時間帯を通じて専従で1人以上。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、定期巡回サービス又は同一施設内の訪問介護事業所等の職務に従事可。 ・オペレーターが随時訪問に従事している場合に支障がないときは、午後6時から午前8時まで訪問介護員等を置かなくて可。 							
▶ 訪問看護サービスを行う保健師、看護師又は准看護師	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤換算方法で2.5以上 ・1人以上は、常勤の保健師又は看護師 ・1人以上は、提供時間帯を通じて、当該事業者との連絡体制が確保された者。 ※連携型の場合、適用除外(第3条の41)							
▶ 訪問看護サービスを行う理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	実情に応じた適当数 ※連携型の場合、適用除外(第3条の41)							

従うべき基準

省令が定める基準の内容		省令の条項				
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 計画作成担当者 従業者であり、看護師、介護福祉士等であるもののうち1人以上。 ▶ 管理者 常勤専従。ただし、管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務に従事、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事可。 					
従 う べ き 基 準	<p>◆ 夜間対応型訪問介護の従業者の員数及び管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ オペレーター <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">人数</td> <td>・1人以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1人以上。ただし、利用者の処遇に支障がない場合、オペレーターは、定期巡回サービス、同一敷地内の訪問介護事業所等の職務又は利用者以外からの通報受付業務に従事可。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資格</td> <td>看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者。ただし、利用者の処遇に支障がない場合で、提供時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、3年以上サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者で充当可。</td> </tr> </table> ▶ 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上。 ▶ 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 ・提供時間帯を通じて専従で1人以上。ただし、利用者の処遇に支障がない場合、当該事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内の訪問介護事業所等の職務に従事可。 ▶ 管理者 常勤専従。ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事可。また、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、訪問介護事業者の指定を併せて受け一体的に運営するときは、訪問介護事業所の職務に従事可。 	人数	・1人以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1人以上。ただし、利用者の処遇に支障がない場合、オペレーターは、定期巡回サービス、同一敷地内の訪問介護事業所等の職務又は利用者以外からの通報受付業務に従事可。	資格	看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者。ただし、利用者の処遇に支障がない場合で、提供時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、3年以上サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者で充当可。	第6条、第7条
	人数	・1人以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1人以上。ただし、利用者の処遇に支障がない場合、オペレーターは、定期巡回サービス、同一敷地内の訪問介護事業所等の職務又は利用者以外からの通報受付業務に従事可。				
	資格	看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者。ただし、利用者の処遇に支障がない場合で、提供時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、3年以上サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者で充当可。				

省令が定める基準の内容	省令の条項										
<p>◆ 単独型・併設型認知症対応型通所介護の従業者の員数及び管理者</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="268 302 502 448"> <p>▶ 生活相談員</p> </td> <td data-bbox="502 302 933 448"> <p>提供日ごとに、介護を提供している時間帯に生活相談員が勤務している時間の合計を当該介護を提供している時間帯の時間で除した数が1以上確保されるために必要と認められる数。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 448 502 795"> <p>▶ 看護師若しくは准看護師又は介護職員</p> </td> <td data-bbox="502 448 933 795"> <ul style="list-style-type: none"> ・単位ごとに、専ら当該介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が1人以上及び当該介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員が勤務している時間の合計を当該介護を提供している時間で除した数が1以上確保されるために必要と認められる数。 ・単位ごとに、常時1人以上。 ・利用者の処遇に支障がない場合は、他の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位の看護職員又は介護職員として従事可。 ・1人以上常勤 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 795 502 940"> <p>▶ 機能訓練指導員</p> </td> <td data-bbox="502 795 933 940"> <ul style="list-style-type: none"> ・1人以上。 ・日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者。 ・当該事業所の他の職務へ従事可。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 940 502 1030"> <p>▶ 単位</p> </td> <td data-bbox="502 940 933 1030"> <p>同時に1又は複数の利用者に対し一体的に提供が行われるもので利用定員が12人以下。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 1030 502 1232"> <p>▶ 管理者</p> </td> <td data-bbox="502 1030 933 1232"> <ul style="list-style-type: none"> ・専従常勤。ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事可。 ・適切な介護の提供に必要な知識及び経験を有する者で、厚生労働大臣が定める研修を修了している者。 </td> </tr> </table>	<p>▶ 生活相談員</p>	<p>提供日ごとに、介護を提供している時間帯に生活相談員が勤務している時間の合計を当該介護を提供している時間帯の時間で除した数が1以上確保されるために必要と認められる数。</p>	<p>▶ 看護師若しくは准看護師又は介護職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・単位ごとに、専ら当該介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が1人以上及び当該介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員が勤務している時間の合計を当該介護を提供している時間で除した数が1以上確保されるために必要と認められる数。 ・単位ごとに、常時1人以上。 ・利用者の処遇に支障がない場合は、他の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位の看護職員又は介護職員として従事可。 ・1人以上常勤 	<p>▶ 機能訓練指導員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1人以上。 ・日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者。 ・当該事業所の他の職務へ従事可。 	<p>▶ 単位</p>	<p>同時に1又は複数の利用者に対し一体的に提供が行われるもので利用定員が12人以下。</p>	<p>▶ 管理者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・専従常勤。ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事可。 ・適切な介護の提供に必要な知識及び経験を有する者で、厚生労働大臣が定める研修を修了している者。 	<p>第42条、第43条</p>
<p>▶ 生活相談員</p>	<p>提供日ごとに、介護を提供している時間帯に生活相談員が勤務している時間の合計を当該介護を提供している時間帯の時間で除した数が1以上確保されるために必要と認められる数。</p>										
<p>▶ 看護師若しくは准看護師又は介護職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・単位ごとに、専ら当該介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が1人以上及び当該介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員が勤務している時間の合計を当該介護を提供している時間で除した数が1以上確保されるために必要と認められる数。 ・単位ごとに、常時1人以上。 ・利用者の処遇に支障がない場合は、他の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位の看護職員又は介護職員として従事可。 ・1人以上常勤 										
<p>▶ 機能訓練指導員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1人以上。 ・日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者。 ・当該事業所の他の職務へ従事可。 										
<p>▶ 単位</p>	<p>同時に1又は複数の利用者に対し一体的に提供が行われるもので利用定員が12人以下。</p>										
<p>▶ 管理者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・専従常勤。ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事可。 ・適切な介護の提供に必要な知識及び経験を有する者で、厚生労働大臣が定める研修を修了している者。 										
<p>◆ 共用型認知症対応型通所介護の従業者の員数及び管理者</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="268 1321 502 1612"> <p>▶ 従業者</p> </td> <td data-bbox="502 1321 933 1612"> <p>認知症対応型共同生活介護事業所若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の居間若しくは食堂又は地域密着型特定施設若しくは地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、利用者、入居者又は入所者の数と当該共用型認知症対応型通所介護又は共用型介護予防認知症対応型通所介護の利用者の合計数について、それぞれの人員基準を満たすために必要な数以上。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 1612 502 1814"> <p>▶ 管理者</p> </td> <td data-bbox="502 1612 933 1814"> <ul style="list-style-type: none"> ・専従常勤。ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事可。 ・適切な介護の提供に必要な知識及び経験を有する者で、厚生労働大臣が定める研修を修了している者。 </td> </tr> </table>	<p>▶ 従業者</p>	<p>認知症対応型共同生活介護事業所若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の居間若しくは食堂又は地域密着型特定施設若しくは地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、利用者、入居者又は入所者の数と当該共用型認知症対応型通所介護又は共用型介護予防認知症対応型通所介護の利用者の合計数について、それぞれの人員基準を満たすために必要な数以上。</p>	<p>▶ 管理者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・専従常勤。ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事可。 ・適切な介護の提供に必要な知識及び経験を有する者で、厚生労働大臣が定める研修を修了している者。 	<p>第45条、第47条</p>						
<p>▶ 従業者</p>	<p>認知症対応型共同生活介護事業所若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の居間若しくは食堂又は地域密着型特定施設若しくは地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、利用者、入居者又は入所者の数と当該共用型認知症対応型通所介護又は共用型介護予防認知症対応型通所介護の利用者の合計数について、それぞれの人員基準を満たすために必要な数以上。</p>										
<p>▶ 管理者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・専従常勤。ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事可。 ・適切な介護の提供に必要な知識及び経験を有する者で、厚生労働大臣が定める研修を修了している者。 										

従
う
べ
き
基
準

省令が定める基準の内容		省令の条項														
従 う べ き 基 準	◆ 小規模多機能型居宅介護の従業者の員数、管理者及び代表者	第63条、第64条、第65条														
	▶ 従業者	<table border="1"> <tr> <td>通いサービス</td> <td>常勤換算で、利用者数3人に対し1人以上。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>夜間及び深夜以外の時間帯 訪問サービス</td> <td>常勤換算で1人以上。 ※サテライト型事業所においては、本体事業所の職員により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上で可。</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">夜間及び深夜</td> <td>勤務（宿直勤務除く）</td> <td>1人以上。</td> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">1人以上常勤</td> </tr> <tr> <td>宿直勤務</td> <td>必要な数以上。 ※サテライト型事業所については、本体事業所において、宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は複合型サービス従業者により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは置かなくても可。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>宿泊サービスの利用者がいない場合、勤務並びに宿直勤務の従業者1人可。</td> </tr> </table>	通いサービス	常勤換算で、利用者数3人に対し1人以上。		夜間及び深夜以外の時間帯 訪問サービス	常勤換算で1人以上。 ※サテライト型事業所においては、本体事業所の職員により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上で可。		夜間及び深夜	勤務（宿直勤務除く）	1人以上。	1人以上常勤	宿直勤務	必要な数以上。 ※サテライト型事業所については、本体事業所において、宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は複合型サービス従業者により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは置かなくても可。	その他	宿泊サービスの利用者がいない場合、勤務並びに宿直勤務の従業者1人可。
	通いサービス	常勤換算で、利用者数3人に対し1人以上。														
	夜間及び深夜以外の時間帯 訪問サービス	常勤換算で1人以上。 ※サテライト型事業所においては、本体事業所の職員により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上で可。														
	夜間及び深夜	勤務（宿直勤務除く）	1人以上。	1人以上常勤												
		宿直勤務	必要な数以上。 ※サテライト型事業所については、本体事業所において、宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は複合型サービス従業者により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは置かなくても可。													
		その他	宿泊サービスの利用者がいない場合、勤務並びに宿直勤務の従業者1人可。													
▶ 従業者のうち看護師又は准看護師	1人以上。 ※サテライト型事業所については、本体事業所の看護師又は准看護師により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、看護師又は准看護師を置かなくても可。															
▶ 従業者のうち計画作成担当者	<ul style="list-style-type: none"> 登録者のサービス計画作成に専従する介護支援専門員。ただし、利用者の処遇に支障がない場合、当該事業所の他の職務に従事し、又は併設する以下の施設等の職務に従事可。 <ol style="list-style-type: none"> 認知症対応型共同生活介護事業所 地域密着型特定施設 地域密着型介護老人福祉施設 介護療養型医療施 厚生労働大臣が定める研修を修了している者。 ※サテライト型事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型事業所の登録者の計画作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、厚生労働大臣が定める研修を修了している者で可。 															
▶ 併設施設等での職務	<p>当該事業所及び以下の併設施設等が人員基準を満たす場合、併設施設等の職務に従事可。</p> <ol style="list-style-type: none"> 認知症対応型共同生活介護事業所 地域密着型特定施設 地域密着型介護老人福祉施設 介護療養型医療施設 															

	省令が定める基準の内容	省令の条項
従 う べ き 基 準	<p>▶ 管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専従常勤。ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務に従事し、又は併設する上記施設等の職務若しくは同一敷地内の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事可。 ・特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等で3年以上認知症者の介護に従事した経験を有する者で、厚生労働大臣が定める研修を修了している者。 <p>※本体事業所の管理上支障がない場合、サテライト型事業所の管理者に本体事業所の管理者充当可。</p> <p>▶ 代表者</p> <p>特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者で、厚生労働大臣が定める研修を修了している者。</p>	

省令が定める基準の内容

省令の条項

◆ 複合型サービスの従業者の員数、管理者及び代表者

第171条、第172条、第173条

▶ 従業者 夜間及び深夜以外の時間帯	通いサービス 常勤換算で、利用者数3人に対し1人以上。	通い・訪問サービスの提供に当たる従業者のうち、1人以上は看護職員
	訪問サービス 常勤換算で2人以上。	
夜間及び深夜	勤務（宿直勤務除く） 1人以上。	
	宿直勤務 必要な数以上。	
	その他 宿泊サービスの利用者がいない場合、必要な連絡体制を整備していれば、勤務並びに宿直勤務に当たる従業者を置かないこと可。	
▶ 従業者のうち、保健師、看護師又は准看護師	・常勤換算で2.5以上の者。 ・常勤の保健師又は看護師が1人以上。	
▶ 従業者のうち計画作成担当者	・登録者のサービス計画作成に専従する介護支援専門員。ただし、利用者の処遇に支障がない場合、当該事業所の他の職務に従事し、又は併設する以下の施設等の職務に従事可。 ①認知症対応型共同生活介護事業所 ②地域密着型特定施設 ③地域密着型介護老人福祉施設 ④介護療養型医療施設 ・厚生労働大臣が定める研修を修了している者。	
▶ 併設施設等での職務	当該事業所及び以下の併設施設等が人員基準を満たす場合、併設施設等の職務に従事可。 ①認知症対応型共同生活介護事業所 ②地域密着型特定施設 ③地域密着型介護老人福祉施設 ④介護療養型医療施設	
▶ 管理者	・専従常勤。ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する上記施設等の職務に従事可。 ・特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等として3年以上認知症者の介護に従事した経験を有する者で、厚生労働大臣が定める研修を修了している者、又は保健師若しくは看護師。	
▶ 代表者	特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者で、厚生労働大臣が定める研修を修了している者、又は保健師若しくは看護師。	

従
う
べ
き
基
準

省令が定める基準の内容

省令の条項

◆ 認知症対応型共同生活介護の従業者の員数、管理者及び代表者

第90条、第91条

<p>▶ 従業者</p>	<p>夜間及び深夜以外の時間帯</p>	<p>共同生活住居ごとに、常勤換算で、利用者数3人に対し1人以上。</p>	<p>1人以上の者は常勤</p>
	<p>夜間及び深夜</p>	<p>共同生活住居ごとに、1人以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く)を行わせるために必要な数以上。</p>	
<p>▶ 従業者のうち計画作成担当者</p>	<p>・共同生活住居ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用計画作成に関し知識及び経験を有し、当該計画作成を担当させるのに適当と認められる者の専従。ただし、利用者の処遇に支障がない場合、当該共同生活住居における他の職務に従事可。</p> <p>・厚生労働大臣が定める研修を修了している者。</p> <p>・1人以上の者は、介護支援専門員。ただし、併設する小規模多機能型居宅介護事業所又は複合型サービス事業所の介護支援専門員との連携を図ることで当該事業所の効果的な運営を期待することができる場合で、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないこと可。</p> <p>・上記介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督。</p> <p>・介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症者の介護サービス計画作成に関し実務経験を有すると認められる者で充当可。</p>		
<p>▶ 併設施設での職務</p>	<p>小規模多機能型居宅介護事業所又は複合型サービス事業所が併設されている場合で、当該事業所が上記人員基準を満たすほか、それぞれの併設施設が人員基準を満たす従業者を置いていれば、それぞれの併設施設の職務に従事可。</p>		
<p>▶ 管理者</p>	<p>・共同生活住居ごとに専従常勤。ただし、管理上支障がない場合、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等若しくは併設する小規模多機能型居宅介護事業所若しくは複合型サービス事業所の職務に従事可。</p> <p>・適切な介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症者の介護に従事した経験を有する者で、厚生労働大臣が定める研修を修了している者。</p>		
<p>▶ 代表者</p>	<p>特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者で、厚生労働大臣が定める研修を修了している者。</p>		

従
う
べ
き
基
準

省令が定める基準の内容	省令の条項
<p>◆ 地域密着型特定施設入居者生活介護の従業者の員数及び管理者</p> <p>▶ 生活相談員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人以上。 ・1人以上は常勤。 ※サテライト型の場合、本体施設による入居者の処遇が適切に行われると認められるとき、置かないこと可。 ※サテライト型の場合、職務の遂行に支障がない場合、同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事可。 <p>▶ 看護師若しくは准看護師又は介護職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合計数は、常勤換算で、利用者数3人に対し1人以上。 ・看護職員は、常勤換算で1人以上、常勤で1人以上。 ・介護職員は、常に1人以上確保、常勤で1人以上。 ※サテライト型の場合、常勤換算で1人以上。 ※サテライト型の場合、職務の遂行に支障がない場合、同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事可。 <p>▶ 機能訓練指導員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人以上。 ・日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者。 ・当該施設の他の職務に従事可。 ※サテライト型の場合、本体施設での入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないこと可。 ※サテライト型の場合、職務の遂行に支障がない場合、同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事可。 <p>▶ 計画作成担当者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人以上。 ・専従の介護支援専門員。ただし、利用者の処遇に支障がない場合、当該施設における他の職務に従事可。 ※サテライト型の場合、本体施設での入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないこと可。 ※サテライト型の場合、職務の遂行に支障がない場合、同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事可。 ※併設される小規模多機能型居宅介護事業所又は複合型サービス事業所の介護支援専門員により当該施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないこと可。 <p>▶ 併設施設での職務</p> <p>小規模多機能型居宅介護事業所又は複合型サービス事業所が併設されている場合で、当該事業所が上記人員基準を満たすほか、それぞれの併設施設が人員基準を満たす従業者を置いているときは、それぞれの併設施設の職務に従事可。</p> <p>▶ 管理者</p> <p>専従。ただし、管理上支障がない場合、当該施設の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等、本体施設の職務若しくは併設する小規模多機能型居宅介護事業所又は複合型サービス事業所の職務に従事可。</p>	<p>第110条、第111条</p>

従
う
べ
き
基
準

省令が定める基準の内容	省令の条項										
<p style="text-align: center;">◆ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の従業者の員数</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: -50px; top: 50%; transform: translateY(-50%);">従 う べ き 基 準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">▶ 医師</td> <td style="padding: 5px;"> <p>入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数。</p> <p>※サテライト型居住施設においては、本体施設の医師で当該サテライト型居住施設入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、置かないこと可。</p> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">▶ 生活相談員</td> <td style="padding: 5px;"> <p>常勤1人以上。</p> <p>※サテライト型居住施設においては、常勤換算で1人以上。</p> <p>※サテライト型居住施設においては、本体施設の職員で当該サテライト型居住施設入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、以下の職員を置かないこと可。</p> <p>①介護老人福祉施設 栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員 ②介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は介護支援専門員 ③病院 栄養士(病床数100以上に限る。)又は介護支援専門員(介護療養型医療施設に限る。)</p> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">▶ 介護職員又は看護師若しくは准看護師</td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・総数は、常勤換算で、入所者数3人に対し1人以上。 ・看護職員は、常勤1人以上。(サテライト型居住施設の場合、常勤換算で1人以上。) ・介護職員は、常勤1人以上。 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">▶ 栄養士</td> <td style="padding: 5px;"> <p>1人以上。</p> <p>※サテライト型居住施設においては、本体施設の職員で当該サテライト型居住施設入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、以下の職員を置かないこと可。</p> <p>①介護老人福祉施設 栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員 ②介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は介護支援専門員 ③病院 栄養士(病床数100以上に限る。)又は介護支援専門員(介護療養型医療施設に限る。)</p> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">▶ 機能訓練指導員</td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・1人以上。 ・日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者。 ・当該施設の他の職務に従事可。 <p>※サテライト型居住施設においては、本体施設の職員で当該サテライト型居住施設入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、以下の職員を置かないこと可。</p> <p>①介護老人福祉施設 栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員 ②介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は介護支援専門員 ③病院 栄養士(病床数100以上に限る。)又は介護支援専門員(介護療養型医療施設に限る。)</p> </td> </tr> </table>	▶ 医師	<p>入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数。</p> <p>※サテライト型居住施設においては、本体施設の医師で当該サテライト型居住施設入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、置かないこと可。</p>	▶ 生活相談員	<p>常勤1人以上。</p> <p>※サテライト型居住施設においては、常勤換算で1人以上。</p> <p>※サテライト型居住施設においては、本体施設の職員で当該サテライト型居住施設入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、以下の職員を置かないこと可。</p> <p>①介護老人福祉施設 栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員 ②介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は介護支援専門員 ③病院 栄養士(病床数100以上に限る。)又は介護支援専門員(介護療養型医療施設に限る。)</p>	▶ 介護職員又は看護師若しくは准看護師	<ul style="list-style-type: none"> ・総数は、常勤換算で、入所者数3人に対し1人以上。 ・看護職員は、常勤1人以上。(サテライト型居住施設の場合、常勤換算で1人以上。) ・介護職員は、常勤1人以上。 	▶ 栄養士	<p>1人以上。</p> <p>※サテライト型居住施設においては、本体施設の職員で当該サテライト型居住施設入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、以下の職員を置かないこと可。</p> <p>①介護老人福祉施設 栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員 ②介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は介護支援専門員 ③病院 栄養士(病床数100以上に限る。)又は介護支援専門員(介護療養型医療施設に限る。)</p>	▶ 機能訓練指導員	<ul style="list-style-type: none"> ・1人以上。 ・日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者。 ・当該施設の他の職務に従事可。 <p>※サテライト型居住施設においては、本体施設の職員で当該サテライト型居住施設入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、以下の職員を置かないこと可。</p> <p>①介護老人福祉施設 栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員 ②介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は介護支援専門員 ③病院 栄養士(病床数100以上に限る。)又は介護支援専門員(介護療養型医療施設に限る。)</p>	<p>第131条</p>
▶ 医師	<p>入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数。</p> <p>※サテライト型居住施設においては、本体施設の医師で当該サテライト型居住施設入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、置かないこと可。</p>										
▶ 生活相談員	<p>常勤1人以上。</p> <p>※サテライト型居住施設においては、常勤換算で1人以上。</p> <p>※サテライト型居住施設においては、本体施設の職員で当該サテライト型居住施設入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、以下の職員を置かないこと可。</p> <p>①介護老人福祉施設 栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員 ②介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は介護支援専門員 ③病院 栄養士(病床数100以上に限る。)又は介護支援専門員(介護療養型医療施設に限る。)</p>										
▶ 介護職員又は看護師若しくは准看護師	<ul style="list-style-type: none"> ・総数は、常勤換算で、入所者数3人に対し1人以上。 ・看護職員は、常勤1人以上。(サテライト型居住施設の場合、常勤換算で1人以上。) ・介護職員は、常勤1人以上。 										
▶ 栄養士	<p>1人以上。</p> <p>※サテライト型居住施設においては、本体施設の職員で当該サテライト型居住施設入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、以下の職員を置かないこと可。</p> <p>①介護老人福祉施設 栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員 ②介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は介護支援専門員 ③病院 栄養士(病床数100以上に限る。)又は介護支援専門員(介護療養型医療施設に限る。)</p>										
▶ 機能訓練指導員	<ul style="list-style-type: none"> ・1人以上。 ・日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者。 ・当該施設の他の職務に従事可。 <p>※サテライト型居住施設においては、本体施設の職員で当該サテライト型居住施設入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、以下の職員を置かないこと可。</p> <p>①介護老人福祉施設 栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員 ②介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は介護支援専門員 ③病院 栄養士(病床数100以上に限る。)又は介護支援専門員(介護療養型医療施設に限る。)</p>										

省令が定める基準の内容		省令の条項
従 う べ き 基 準	<p>▶ 介護支援専門員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専従常勤1人以上。ただし、入所者の処遇に支障がない場合、当該施設の他の職務に従事可。 ※サテライト型居住施設においては、本体施設の職員で当該サテライト型居住施設入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、以下の職員を置かないこと可。 ①介護老人福祉施設 栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員 ②介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は介護支援専門員 ③病院 栄養士(病床数100以上に限る。)又は介護支援専門員(介護療養型医療施設に限る。) 	
	<p>▶ 事業所を併設する場合の人員基準の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護事業所 ・介護予防短期入所生活介護事業所 	<p>当該地域密着型介護老人福祉施設の医師により、左記事業所の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、左記事業所にこれを置かないこと可。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護事業所 ・介護予防通所介護事業所 ・短期入所生活介護事業所等 ・併設型認知症対応型通所介護事業所 ・併設型介護予防認知症対応型通所介護事業所 	<p>当該地域密着型介護老人福祉施設的生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により、左記事業所等利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、左記事業所等にこれらを置かないこと可。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・複合型サービス事業所 	<p>左記併設事業所の介護支援専門員により、当該地域密着型介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないこと可。</p>
▶ その他	<p>従事者は専従。ただし、地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型介護老人福祉施設を併設する場合又は地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の介護職員及び看護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>小規模多機能型居宅介護事業所、複合型サービス事業所又は介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合は、当該地域密着型介護老人福祉施設が人員基準を満たす従業者を置くほか、当該小規模多機能型居宅介護事業所等に人員基準を満たす従業者が置かれているときは、当該地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事可。</p>	

省令が定める基準の内容		省令の条項										
従 う べ き 基 準	2. 定員（利用定員）、居室等の床面積											
	◆ 共用型認知症対応型通所介護の利用定員	第46条第1項										
	<table border="1"> <tr> <td>▶ 利用定員</td> <td>認知症対応型共同生活介護事業所、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設又は地域密着型介護老人福祉施設ごとに1日当たり3人以下。</td> </tr> </table>	▶ 利用定員	認知症対応型共同生活介護事業所、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設又は地域密着型介護老人福祉施設ごとに1日当たり3人以下。									
	▶ 利用定員	認知症対応型共同生活介護事業所、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設又は地域密着型介護老人福祉施設ごとに1日当たり3人以下。										
	◆ 小規模多機能型居宅介護の登録定員、利用定員、宿泊室の床面積	第66条、第67条第1項（宿泊室）・第2項第2号ロ										
	<table border="1"> <tr> <td>▶ 登録定員</td> <td>25人以下。 ※サテライト型の場合、18人以下。</td> </tr> <tr> <td>▶ 利用定員</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>通いサービス</td> <td>登録定員の1/2から15人まで ※サテライト型の場合は登録定員の1/2から12人まで</td> </tr> <tr> <td>宿泊サービス</td> <td>通いサービスの利用定員の1/3から9人まで ※サテライト型の場合は利用定員の1/3から6人まで</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>▶ 宿泊室</td> <td>個室 床面積は、7.43㎡以上。</td> </tr> </table>	▶ 登録定員	25人以下。 ※サテライト型の場合、18人以下。	▶ 利用定員	<table border="1"> <tr> <td>通いサービス</td> <td>登録定員の1/2から15人まで ※サテライト型の場合は登録定員の1/2から12人まで</td> </tr> <tr> <td>宿泊サービス</td> <td>通いサービスの利用定員の1/3から9人まで ※サテライト型の場合は利用定員の1/3から6人まで</td> </tr> </table>	通いサービス	登録定員の1/2から15人まで ※サテライト型の場合は登録定員の1/2から12人まで	宿泊サービス	通いサービスの利用定員の1/3から9人まで ※サテライト型の場合は利用定員の1/3から6人まで	▶ 宿泊室	個室 床面積は、7.43㎡以上。	
	▶ 登録定員	25人以下。 ※サテライト型の場合、18人以下。										
▶ 利用定員	<table border="1"> <tr> <td>通いサービス</td> <td>登録定員の1/2から15人まで ※サテライト型の場合は登録定員の1/2から12人まで</td> </tr> <tr> <td>宿泊サービス</td> <td>通いサービスの利用定員の1/3から9人まで ※サテライト型の場合は利用定員の1/3から6人まで</td> </tr> </table>	通いサービス	登録定員の1/2から15人まで ※サテライト型の場合は登録定員の1/2から12人まで	宿泊サービス	通いサービスの利用定員の1/3から9人まで ※サテライト型の場合は利用定員の1/3から6人まで							
通いサービス	登録定員の1/2から15人まで ※サテライト型の場合は登録定員の1/2から12人まで											
宿泊サービス	通いサービスの利用定員の1/3から9人まで ※サテライト型の場合は利用定員の1/3から6人まで											
▶ 宿泊室	個室 床面積は、7.43㎡以上。											
◆ 複合型サービスの宿泊室の床面積	第175条第2項第2号ロ											
<table border="1"> <tr> <td>▶ 宿泊室</td> <td>個室 床面積は、7.43㎡以上。ただし、事業所が病院又は診療所で定員が1人である宿泊室の床面積は、6.4㎡以上。</td> </tr> </table>	▶ 宿泊室	個室 床面積は、7.43㎡以上。ただし、事業所が病院又は診療所で定員が1人である宿泊室の床面積は、6.4㎡以上。										
▶ 宿泊室	個室 床面積は、7.43㎡以上。ただし、事業所が病院又は診療所で定員が1人である宿泊室の床面積は、6.4㎡以上。											
◆ 認知症対応型共同生活介護の居室の床面積	第93条第2項（居室）・第4項											
<table border="1"> <tr> <td>▶ 居室</td> <td>床面積は、7.43㎡以上。</td> </tr> </table>	▶ 居室	床面積は、7.43㎡以上。										
▶ 居室	床面積は、7.43㎡以上。											
◆ 地域密着型介護老人福祉施設の居室の床面積	第132条第1項第1号ロ、第160条第1項第1号イ(3)(i)											
<table border="1"> <tr> <td>▶ 居室</td> <td>利用者1人当たりの床面積が10.65㎡以上。ユニット型の2人居室の場合は、21.3㎡以上を標準。</td> </tr> </table>	▶ 居室	利用者1人当たりの床面積が10.65㎡以上。ユニット型の2人居室の場合は、21.3㎡以上を標準。										
▶ 居室	利用者1人当たりの床面積が10.65㎡以上。ユニット型の2人居室の場合は、21.3㎡以上を標準。											
従 う べ き 基 準	3. サービスの適切な利用・適切な処遇・安全確保・秘密保持等											
	◆ サービス内容・手続の説明と同意	第3条の7第1項（準用する場合を含む。）										
	<table border="1"> <tr> <td>〔 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護 〕</td> </tr> </table>	〔 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護 〕										
	〔 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護 〕											
	◆ サービス内容・手続の同意と契約の締結等	第113条										
<table border="1"> <tr> <td>〔 地域密着型特定施設入居者生活介護 〕</td> </tr> </table>	〔 地域密着型特定施設入居者生活介護 〕											
〔 地域密着型特定施設入居者生活介護 〕												
◆ サービス提供拒否の禁止	第3条の8（準用する場合を含む。）、第14条第1項											
<table border="1"> <tr> <td>〔 すべての地域密着型サービス 〕</td> </tr> </table>	〔 すべての地域密着型サービス 〕											
〔 すべての地域密着型サービス 〕												
◆ 他の事業者が提供する介護サービス利用を妨げることの禁止	第114条第2項											
<table border="1"> <tr> <td>〔 地域密着型特定施設入居者生活介護 〕</td> </tr> </table>	〔 地域密着型特定施設入居者生活介護 〕											
〔 地域密着型特定施設入居者生活介護 〕												

	省令が定める基準の内容	省令の条項
従 う べ き 基 準	<p>◆同居家族に対するサービス提供の禁止</p> <p>〔定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護〕</p> <p>▶ 訪問介護員等・看護師等がその同居親族に対してサービス提供することを禁止。</p>	第3条の25(準用する場合を含む。)
	<p>◆秘密保持等</p> <p>〔すべての地域密着型サービス〕</p> <p>▶ 従業者が正当な理由なく業務上知りえた利用者やその家族の秘密を漏らすことを禁止。従業者や退職者が秘密を漏らすことがないよう事業者が講ずる必要な措置。</p> <p>▶ 利用者やその家族の個人情報利用に関する事前の同意。</p>	第3条の33(準用する場合を含む。)、第153条(準用する場合を含む。)
	<p>◆事故発生時の対応</p> <p>〔すべての地域密着型サービス〕</p> <p>▶ 事故が発生した場合における市町村、当該利用者の家族、居宅介護支援事業者等への連絡及び必要な措置。</p> <p>▶ 事故状況及び事故に際して採った処置を記録。</p> <p>▶ 賠償すべき事故が発生した場合の速やかな賠償。</p>	第3条の38(準用する場合を含む。)、第155条(準用する場合を含む。)
	<p>◆主治医との関係</p> <p>〔定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス〕</p>	第3条の23(訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く。)、第178条(訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く。)
	<p>◆身体的拘束等の制限</p> <p>〔小規模多機能型居宅介護、複合型サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護〕</p> <p>▶ 当該利用者や他の利用者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の行動制限を行うことを禁止。</p> <p>▶ やむを得ず身体的拘束等を行う場合の態様及び時間、利用者の心身の状況並びにやむを得ない理由を記録。</p>	第73条第5項・第6項、第97条第5項・第6項、第118条第4項・第5項、第137条第4項・第5項、第177条第5項・第6項
	<p>◆利用者の負担で行う従業者以外の者による介護の禁止</p> <p>〔小規模多機能型居宅介護、複合型サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護〕</p>	第78条第2項(準用する場合を含む。)、第99条第2項、第139条第8項、第163条第9項

省令が定める基準の内容		省令の条項			
従 う べ き 基 準	<p>◆ 常時1人以上の介護職員の従事</p> <p>〔地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護〕</p>	第139条第7項、第163条第8項			
	<p>◆ 入所者の入院期間中の取扱い</p> <p>〔地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護〕</p> <p>▶ 入院後おおむね3か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与しなければならない。</p> <p>▶ やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に入所することができるようにしなければならない。</p>	第145条(準用する場合を含む。)			
	<p>◆ 管理者の専従常勤</p> <p>〔地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護〕</p>	第146条(準用する場合を含む。)			
	<p>◆ 勤務体制の確保等</p> <p>〔ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護〕</p> <p>▶ 入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、下記の職員配置を行わなければならない。</p> <p>①昼間は、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置。</p> <p>②夜間及び深夜は、二ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置。</p> <p>③ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置。</p> <p>▶ 当該施設の従業者が介護サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する介護サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p>	第167条第2項・第3項			
標 準 と す べ き 基 準	<p>4. 定員等</p> <p>◆ 認知症対応型共同生活介護の入居定員等</p> <p>▶ 共同生活住居 1又は2。 ※平成18年4月1日に、2を超える共同生活住居を有していたものは、当分の間、当該共同生活住居を有すること可。</p> <p>▶ 入居定員 5人以上9人以下。</p> <p>▶ 必要な設備 居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設置。</p>	第93条第1項・第2項(居室を除く。)			
	<p>◆ 複合型サービス</p> <p>▶ 登録定員 25人以下。</p> <p>▶ 利用定員</p> <table border="1"> <tr> <td>通いサービス</td> <td>登録定員の1/2から15人まで</td> </tr> <tr> <td>宿泊サービス</td> <td>通いサービスの利用定員の1/3から9人まで</td> </tr> </table>	通いサービス	登録定員の1/2から15人まで	宿泊サービス	通いサービスの利用定員の1/3から9人まで
通いサービス	登録定員の1/2から15人まで				
宿泊サービス	通いサービスの利用定員の1/3から9人まで				

省令が定める基準の内容	省令の条項
<p>5. 基本方針</p> <p>◆ 事業の基本方針 [すべての地域密着型サービス]</p>	<p>第3条の2、第4条、第41条、第62条、 第89条、第109条、第130条、第159 条、第170条</p>

参
酌
す
べ
き
基
準

省令が定める基準の内容	省令の条項							
6. 設備及び備品等								
<p>◆ サービス提供に必要な設備・備品等 すべての地域密着型サービス</p> <p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 必要な広さを有する専用の区画等必要な設備・備品 ▶ 事業所ごとに、利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等 ※適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合で、オペレーターが当該情報を閲覧できるときは、備えないこと可。 ▶ 随時適切に利用者からの通報を受けられる通信機器等 ▶ 利用者に対し、通信のための端末機器を配布 ※利用者が適切にオペレーターに随時の通報を行うことができる場合を除く。 ▶ 夜間対応型訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該事業と夜間対応型訪問介護事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、夜間対応型訪問介護事業の設備に関する基準を満たすことをもって、当該事業の基準を満たしているものとみなす。 <p>夜間対応型訪問介護</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 必要な広さを有する専用の区画等必要な設備・備品 ▶ オペレーションセンターごとに、利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等 ※適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合で、オペレーターが当該情報を閲覧できるときは、備えないこと可。 ▶ 随時適切に利用者からの通報を受けられる通信機器等 ▶ 利用者に対し、通信のための端末機器を配布 ※利用者が適切にオペレーションセンターに随時の通報を行うことができる場合を除く。 ▶ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該事業と定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の設備に関する基準を満たすことをもって、当該事業の基準を満たしているものとみなす。 <p>単独型・併設型認知症対応型通所介護</p> <table border="1" data-bbox="287 1321 925 1523"> <tr> <td>▶ 食道及び機能訓練室</td> <td>3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上。食事や機能訓練に支障がなければ同一の場所とすること可。</td> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">原則として専用</td> </tr> <tr> <td>▶ 相談室</td> <td>遮蔽物等の設備による相談内容の漏洩防止。</td> </tr> <tr> <td>▶ 静養室、事務室、消火設備等の非常災害設備その他の必要な設備・備品</td> <td></td> </tr> </table> <p>共用型認知症対応型通所介護</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス若しくは介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは介護療養型医療施設の運営について3年以上の経験を有する者。 <p>認知症対応型共同生活介護</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 居室の定員 1人。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人可。 ▶ 居間及び食堂 同一の場所可。 ▶ 利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。 	▶ 食道及び機能訓練室	3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上。食事や機能訓練に支障がなければ同一の場所とすること可。	原則として専用	▶ 相談室	遮蔽物等の設備による相談内容の漏洩防止。	▶ 静養室、事務室、消火設備等の非常災害設備その他の必要な設備・備品		<p>第3条の6、第8条、第44条、第46条第2項、第67条(第1項に規定する宿泊室及び第2項第2号ロを除く。)、第93条(第1項・第2項及び第4項を除く。)、第112条、第132条(第1項第1号ロを除く。)、第160条(第1項第1号イ(3)(i)を除く。)、第175条(第1項に規定する宿泊室及び第2項第2号ロを除く。)</p>
▶ 食道及び機能訓練室	3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上。食事や機能訓練に支障がなければ同一の場所とすること可。	原則として専用						
▶ 相談室	遮蔽物等の設備による相談内容の漏洩防止。							
▶ 静養室、事務室、消火設備等の非常災害設備その他の必要な設備・備品								

参 酌 す べ き 基 準

省令が定める基準の内容

省令の条項

地域密着型特定施設入居者生活介護

- ▶ 建物の構造

 - ・耐火建築物又は準耐火建築物。
 - ・市町村長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、下記のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
 - ①スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造。
 - ②非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なもの。
 - ③避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造で、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なもの。
 - ・利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するもの。
 - ・建築基準法及び消防法の定めによる。

- ▶ 一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有しなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うために確保されている場合は一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合は機能訓練室を、利用者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の浴室及び食堂を利用できる場合は浴室及び食堂を設けないこと可。

- ▶ 介護居室
 - ・一室の定員は1人(利用者の処遇上必要な場合は2人)。
 - ・プライバシー保護に配慮し介護に適当な広さ。
 - ・地階は不可。
 - ・一以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。

- ▶ 一時介護室 介護に適当な広さ。

- ▶ 浴室 身体の不自由な者の入浴に適したもの。

- ▶ 便所 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

- ▶ 食堂 機能を十分に発揮し得る適当な広さ。

- ▶ 機能訓練室 機能を十分に発揮し得る適当な広さ。

- ▶ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備。

小規模多機能型居宅介護

- ▶ 居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他サービスの提供に必要な設備及び備品等。

原則専用

- ▶ 居間及び食堂 機能を十分に発揮し得る適当な広さ。

- ▶ 宿泊室

個室	一室の定員は1人(利用者の処遇上必要な場合は2人)。
個室以外	合計面積が、1人あたりおおむね7.43㎡以上で、利用者のプライバシーが確保された構造。(プライバシーが確保された居間は、面積に含めてよい。)

参酌すべき基準

省令が定める基準の内容	省令の条項
<p>▶ 利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。</p>	
<p>複合型サービス</p>	
<p>▶ 居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他サービスの提供に必要な設備及び備品等。</p>	原則専用
<p>▶ 居間及び食堂</p>	機能を十分に発揮し得る適当な広さ。
<p>▶ 宿泊室</p>	<p>個室 一室の定員は1人(利用者の処遇上必要な場合は2人)。</p>
	<p>個室以外 合計面積が、1人あたりおおむね7.43㎡以上で、利用者のプライバシーが確保された構造。(プライバシーが確保された居間は、面積に含めてよい。)</p>
<p>▶ 利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。</p>	
<p>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p>	
<p>▶ 居室</p>	<p>・一室の定員は1人(利用者の処遇上必要な場合は2人)。 ・ブザー又はこれに代わる設備を設置。</p>
<p>▶ 養静室</p>	<p>・介護職員室又は看護職員室に近接して設置。</p>
<p>▶ 浴室</p>	<p>・要介護者が入浴するのに適したもの。</p>
<p>▶ 洗面設備</p>	<p>・居室のある階ごとに設置。</p>
<p>▶ 便所</p>	<p>・要介護者が使用するのに適したもの。</p>
<p>▶ 医務室</p>	<p>・居室のある階ごとに居室に近接して設置。</p>
<p>▶ 医務室</p>	<p>・ブザー又はこれに代わる設備を設置。</p>
<p>▶ 医務室</p>	<p>・要介護者が使用するのに適したもの。</p>
<p>▶ 医務室</p>	<p>・医療法に規定する診療所とし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備え、必要に応じて臨床検査設備を設置。 ※サテライト型居住施設については必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備え、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りる。</p>
<p>▶ 医務室</p>	<p>・それぞれ必要な広さを有し、合計面積が3㎡に入所定員を乗じて得た面積以上。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所でも可。</p>
<p>▶ 医務室</p>	<p>・必要な備品を設置。</p>
<p>▶ 廊下幅</p>	<p>1.5m以上(中廊下の幅は1.8m以上)。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらなくても可。</p>
<p>▶ 消火設備その他の非常災害設備</p>	<p>必要な設備を設置。</p>
<p>▶ その他</p>	<p>設備は、原則専用。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p>

参照すべき基準

省令が定める基準の内容

省令の条項

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 居室 	<ul style="list-style-type: none"> ・一室の定員は1人(利用者の処遇上必要な場合は2人)。 ・いずれかのユニットに属するものとし、共同生活室に近接して一体的に設置。 ・1ユニットの入居定員は、おおむね10人以下。 ・ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。 ・ブザー又はこれに代わる設備を設置。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 共同生活室 	<p style="text-align: center;">ユ ニ ツ ト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いずれかのユニットに属し、入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。 ・1つの共同生活室の床面積は、2㎡に属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準。 ・必要な設備及び備品を設置。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 洗面設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・居室ごとか、共同生活室ごとに相当数設置。 ・要介護者が使用するのに適したもの。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 便所 	<ul style="list-style-type: none"> ・居室ごとか、共同生活室ごとに相当数設置。 ・ブザー又はこれに代わる設備を設置。 ・要介護者が使用するのに適したもの。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 浴室 	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護者が入浴するのに適したもの。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 医務室 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法に規定する診療所とし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備え、必要に応じて臨床検査設備を設置。 ※サテライト型居住施設については必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備え、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りる。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 廊下幅 	<p>1. 5m以上(中廊下の幅は1. 8m以上)。</p> <p>なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらなくても可。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 消火設備その他の非常災害設備 	<ul style="list-style-type: none"> 必要な設備を設置。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ その他 	<p>浴室、医務室、廊下幅及び消火設備その他の非常災害設備は、原則専用。ただし、入居者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p>

参
酌
す
べ
き
基
準

省令が定める基準の内容	省令の条項
7. その他の運営に関する基準	
<p>◆ サービス提供困難時の対応</p> <p>〔定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス、認知症対応型通所介護〕</p>	第3条の9(準用する場合を含む。)、第61条、第133条(準用する場合を含む。)
<p>◆ 受給資格等の確認</p> <p>〔すべての地域密着型サービス〕</p>	第3条の10(準用する場合を含む。)
<p>◆ 要介護認定の申請に係る援助</p> <p>〔すべての地域密着型サービス〕</p>	第3条の11(準用する場合を含む。)
<p>◆ 心身の状況等の把握</p> <p>〔定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス、認知症対応型通所介護〕</p>	第3条の12(準用する場合を含む。)
<p>◆ 居宅介護支援事業者等との連携</p> <p>〔定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、〕</p>	第3条の13(準用する場合を含む。)、第69条(準用する場合を含む。)
<p>◆ 法定代理受領サービスを受けるための援助</p> <p>〔定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護〕</p>	第3条の14(準用する場合を含む。)、第115条
<p>◆ 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供</p> <p>〔定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護〕</p>	第3条の15(準用する場合を含む。)
<p>◆ 居宅サービス計画等の変更の援助</p> <p>〔定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護〕</p>	第3条の16(準用する場合を含む。)
<p>◆ 身分証の携行</p> <p>〔定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス〕</p>	第3条の17(準用する場合を含む。)、第70条(準用する場合を含む。)
<p>◆ サービス提供の記録</p> <p>〔すべての地域密着型サービス〕</p>	第3条の18(準用する場合を含む。)、第135条(準用する場合を含む。)、第95条、第116条
<p>◆ 利用料等の受領</p> <p>〔すべての地域密着型サービス〕</p>	第3条の19(準用する場合を含む。)、第49条、第71条(準用する場合を含む。)、第96条、第117条、第136条、第161条

参
酌
す
べ
き
基
準

	省令が定める基準の内容	省令の条項
参 酌 す べ き 基 準	◆ 保険給付のための証明書等の交付 〔すべての地域密着型サービス〕	第3条の20(準用する場合を含む。)
	◆ サービスの基本取扱方針、具体的取扱方針等 〔すべての地域密着型サービス〕	第3条の21、第3条の22、第9条、第10条、第50条、第51条、第72条、第73条(第5項及び第6項を除く。)、第97条(第5項及び第6項を除く。)、第118条(第4項及び第5項を除く。)、第137条(第4項及び第5項を除く。)、第162条(第6項及び第7項を除く。)、第176条、第177条(第5項及び第6項を除く。)
	◆ 主治医との関係 〔定期巡回・随時対応型訪問介護看護〕	第3条の23(計画及び訪問看護計画書の提出に係る部分に限る。)
	◆ サービス計画等の作成 〔すべての地域密着型サービス〕	第3条の24、第11条、第52条、第74条(準用する場合を含む。)、第77条、第98条、第119条、第138条(準用する場合を含む。)、第179条
	◆ 利用者に関する市町村への通知 〔すべての地域密着型サービス〕	第3条の26(準用する場合を含む。)
	◆ 緊急時等の対応 〔定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護〕	第3条の27、第12条(準用する場合を含む。)、第80条(準用する場合を含む。)、第180条、第136条(準用する場合を含む。)
	◆ 管理者等の責務 〔すべての地域密着型サービス〕	第3条の28、第13条、第53条(準用する場合を含む。)
	◆ 運営規程 〔すべての地域密着型サービス〕	第3条の29、第14条、第54条、第81条(準用する場合を含む。)、第102条、第125条、第148条、第166条
	◆ 勤務体制の確保等 〔すべての地域密着型サービス〕	第3条の30、第15条、第55条(準用する場合を含む。)、第103条、第126条、第149条、第167条

省令が定める基準の内容	省令の条項
<p>◆ 衛生管理等 〔すべての地域密着型サービス〕</p> <p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 従業員の清潔保持及び健康状態に関する必要な管理。 ▶ 設備及び備品等の衛生的な管理。 <p>認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 利用者が使用する施設、食器その他の設備や飲用水の衛生的な管理又は衛生上必要な措置 ▶ 感染症の発生及びまん延防止のため必要な措置。 <p>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 入所者の使用する食器その他の設備又は飲用水の衛生的な管理又は衛生上必要な措置 ▶ 医薬品や医療機器の適正な管理。 ▶ 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないための以下の措置。 <ul style="list-style-type: none"> ① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3か月に1回以上開催し、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ② 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③ 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。 ④ 厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。 	<p>第3条の31(準用する場合を含む。)、第58条(準用する場合を含む。)、第151条(準用する場合を含む。)</p>
<p>◆ 掲示 〔すべての地域密着型サービス〕</p>	<p>第3条の32(準用する場合を含む。)</p>
<p>◆ 広告 〔すべての地域密着型サービス〕</p>	<p>第3条の34(準用する場合を含む。)</p>
<p>◆ 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止 〔すべての地域密着型サービス〕</p>	<p>第3条の35(準用する場合を含む。)、第106条、第154条(準用する場合を含む。)</p>
<p>◆ 苦情処理 〔すべての地域密着型サービス〕</p>	<p>第3条の36(準用する場合を含む。)</p>
<p>◆ 地域との連携等 〔すべての地域密着型サービス〕</p>	<p>第3条の37、第16条、第59条、第85条(準用する場合を含む。)</p>
<p>◆ 会計の区分 〔すべての地域密着型サービス〕</p>	<p>第3条の39(準用する場合を含む。)</p>
<p>◆ 記録の整備 〔すべての地域密着型サービス〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 次の記録を整備し、2年間保存。 <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供プラン ・ サービス提供記録 ・ 利用者に関する市町村への通知に関する記録 ・ 苦情内容等に関する記録 ・ 事故状況、事故処理等に関する記録 <p>※各サービスに特有の記録については省略。</p>	<p>第3条の40、第17条、第60条、第87条、第107条、第128条、第156条(準用する場合を含む。)、第181条</p>

参 酌 す べ き 基 準

	省令が定める基準の内容	省令の条項
参 酌 す べ き 基 準	<p>◆訪問看護事業者との連携 〔 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 〕</p>	第3条の42(準用する場合を含む。)
	<p>◆入退所 〔 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護 〕</p>	第134条(準用する場合を含む。)、第94条
	<p>◆介護サービスの提供等 〔 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス 〕</p>	第78条(第2項を除く。)、第99条(第2項を除く。)、第120条、第139条(第7項及び第8項を除く。)、第163条(第8項及び第9項を除く。)
	<p>◆食事 〔 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 〕</p>	第140条、第164条
	<p>◆機能訓練、健康管理、相談及び援助 〔 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護 〕</p>	第121条、第122条、第123条、第141条(準用する場合を含む。)、第143条(準用する場合を含む。)、第144条(準用する場合を含む。)、
	<p>◆社会生活上の便宜の提供等 〔 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス 〕</p>	第79条(準用する場合を含む。)、第100条、第142条、第165条
	<p>◆計画担当介護支援専門員の責務 〔 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 〕</p>	第147条(準用する場合を含む。)
	<p>◆定員の遵守 〔 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービ 〕</p>	第56条、第82条(準用する場合を含む。)、第104条、第150条、第168条
	<p>◆非常災害対策 〔 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護 〕</p>	第57条(準用する場合を含む。)、第82条の2、第104条、第150条、第168条

	省令が定める基準の内容	省令の条項
参 酌 す べ き 基 準	<p>◆ 協力病院等</p> <p>〔 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス 〕</p>	第83条(準用する場合を含む。)、第152条(準用する場合を含む。)、第105条、第127条
	<p>◆ 介護の提供の開始等</p> <p>〔 地域密着型特定施設入居者生活介護 〕</p>	第114条第3項・第4項
	<p>◆ 利用者の家族との連携等</p> <p>〔 地域密着型特定施設入居者生活介護 〕</p>	第124条
	<p>◆ 調査への協力等</p> <p>〔 認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス 〕</p>	第84条(準用する場合を含む。)
	<p>◆ 管理者による管理</p> <p>〔 認知症対応型共同生活介護 〕</p>	第101条
	<p>◆ 法定代理受領サービスに係る報告</p> <p>〔 小規模多機能型居宅介護、複合型サービス 〕</p>	第75条(準用する場合を含む。)
	<p>◆ 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付</p> <p>〔 小規模多機能型居宅介護、複合型サービス 〕</p>	第76条(準用する場合を含む。)
	<p>◆ 居住機能を担う併設施設等への入居</p> <p>〔 小規模多機能型居宅介護、複合型サービス 〕</p>	第86条(準用する場合を含む。)